

越 監 公 表 第 1 1 号

地方自治法第199条第12項の規定により、市長から平成30年1月19日付け越監第205号の定期監査の結果報告に基づき、措置を講じた旨の通知があったので別紙のとおり公表する。

平成30年 3月29日

越谷市監査委員 井 上 茂 平

越谷市監査委員 竹 岡 善 幸

越谷市監査委員 金 井 直 樹

越谷市監査委員 松 島 孝 夫

監査の結果に係る措置について

建設部

【指摘事項】

<収入事務>

- (1) 調定事務において、前年度収入未済額と過年度未収分及び前年度未収分の調定額が一致しないものがあった。

当年度の収入未済額については、越谷市会計規則により、翌年度に繰り越しすることが規定されている。

公共下水道使用料の前年度収入未済額が正しく繰り越されているかを確認したところ、過年度未収分及び前年度未収分の調定額と一致しなかったものである。(下水道課)

【措置等の内容】

ご指摘いただいた件につきましては、前年度収入未済額の確認不足のため発生した誤りです。本件については、既に調定更正により修正の手続きを行いました。

また、再発防止に向けては、本市と下水道使用料の徴収事務を担う越谷・松伏水道企業団との連携を密にし、収入未済額等の確認を徹底することとし、今後は、適正な事務の執行に努めてまいります。